

原子炉建屋地下排水設備の耐震計算書における概要説明文の訂正について

1. 経緯

平成30年9月28日の工認ヒアリングにて説明した題記設備の耐震計算書において、一部、誤解を生じかねない表現があった。

1.1 対象となる計算書

V-2-2-2-2 原子炉建屋地下排水設備排水ポンプの耐震性についての計算書

V-2-2-2-3 管の耐震性についての計算書

V-2-2-2-4 原子炉建屋地下排水設備集水ピット水位の耐震性についての計算書

V-2-2-2-5 原子炉建屋地下排水設備排水ポンプ制御盤の耐震性についての計算書

1.2 訂正対象となる概要説明文（上記計算書「1.概要」共通、以下当該部抜粋）

原子炉建屋地下排水設備【設備名】は、 S_s 地震発生前後において原子炉建屋の耐震性を担保する設備であることから、重大事故等対処設備のうち常設重大事故緩和設備と分類し、以下、重大事故等対処設備（常設重大事故緩和設備）としての構造強度及び動的機能維持評価を行う。

2. 今後の対応について

弊社としては、これまでのヒアリングにおいて、原子炉建屋地下排水設備は S_s 地震前後にわたり、継続的に流入する地下水を排水ポンプ及び自動制御装置により排水し、地下水位を一定レベル以下に維持する機能を有するべく設計対応することを一貫して説明してきている。

9月28日の計算書では、もともと耐震重要度Cクラス、安全重要度クラス外として設置運用されてきた本設備を、重要度の高い機器と同等の取扱いをするという意図で、1.2節にて示す説明文下線部のような表現を用いたが、この表現では、該当設備が直接その位置づけに整理される、との誤解を生じかねないものであるため、前後の説明内容を再整理するなかで適切な表現に訂正する。

以上